

# 円滑な事業承継のための方策について

---

○建設産業政策2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～  
(平成29年7月4日建設産業政策会議)(抄)

## IV 今後の建設産業政策

### 2. 具体的な建設産業政策

#### (4) 地域力の強化

地域の守り手であると同時に地方創生の担い手でもある地域建設業の持続性を確保していくため、国、都道府県との連携のもと、より身近な市町村など地域が一丸となった取組を推進する必要がある。

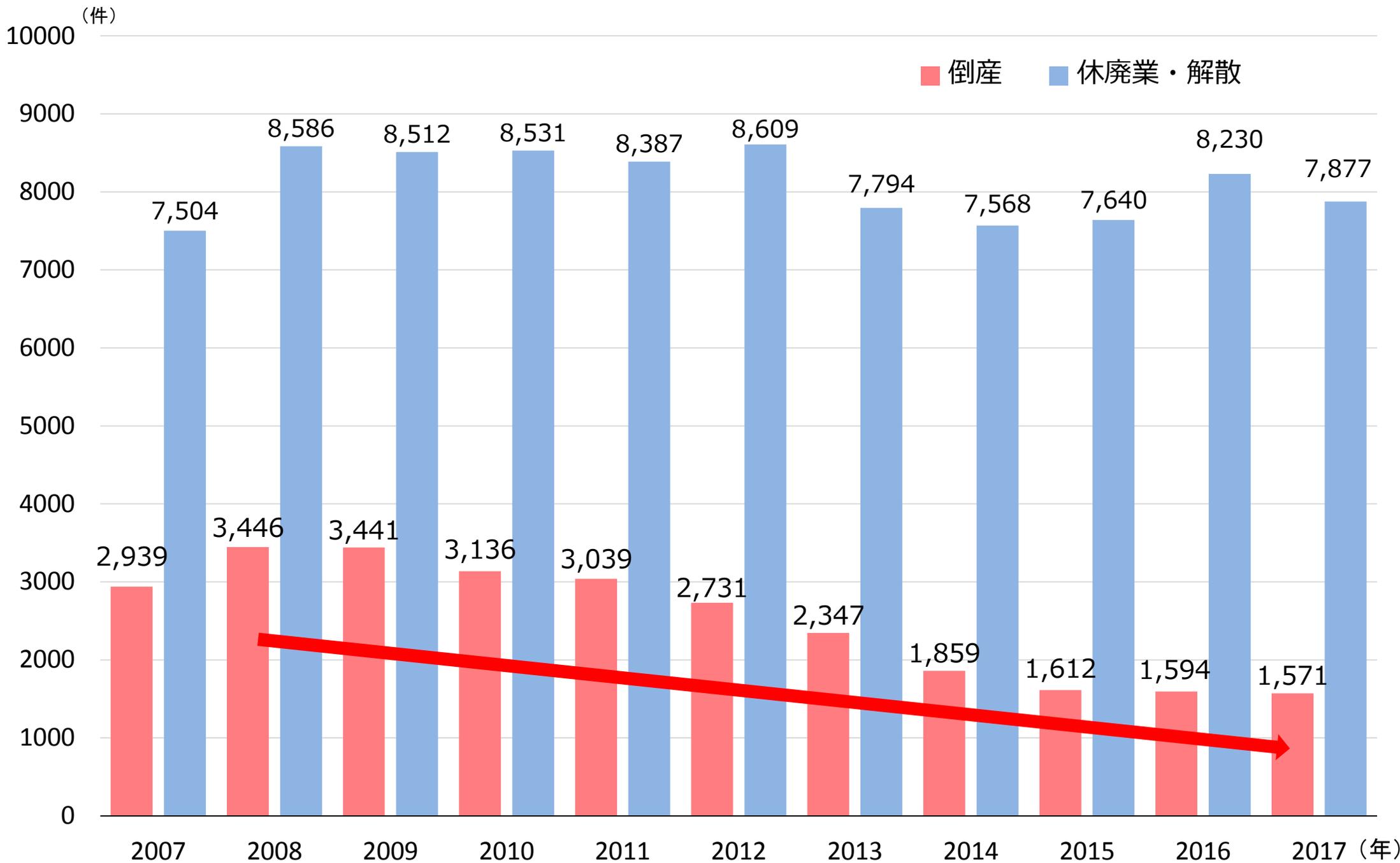
具体的には、経営プロセスの改善や経営基盤強化等を通じて地域建設企業の経営力を高めるとともに、地域貢献に関する評価の拡充等を通じて地域に貢献する企業を後押しする施策を講ずる必要がある。併せて、都道府県・市町村や教育機関、金融機関等地域の多様な主体と地域建設業の連携を強化するとともに、発注関係事務に従事する職員の減少等も踏まえ、特に市町村の発注体制を補完する施策を講ずる必要がある。

#### ②地域の建設企業の経営力を高める

・地域の建設企業の経営基盤強化

－円滑な事業承継に向けた環境の整備

# 建設企業の倒産、休廃業・解散の動向

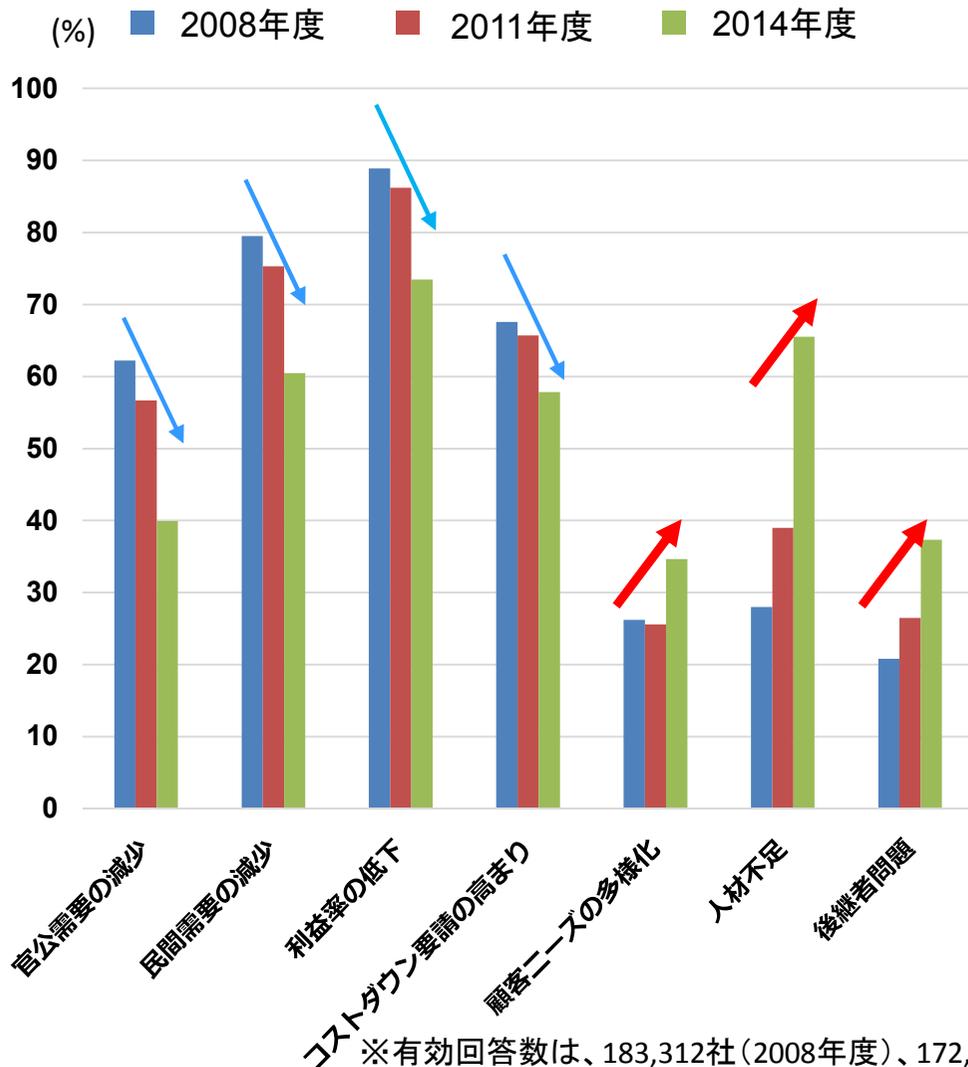


# 建設企業の経営上の課題

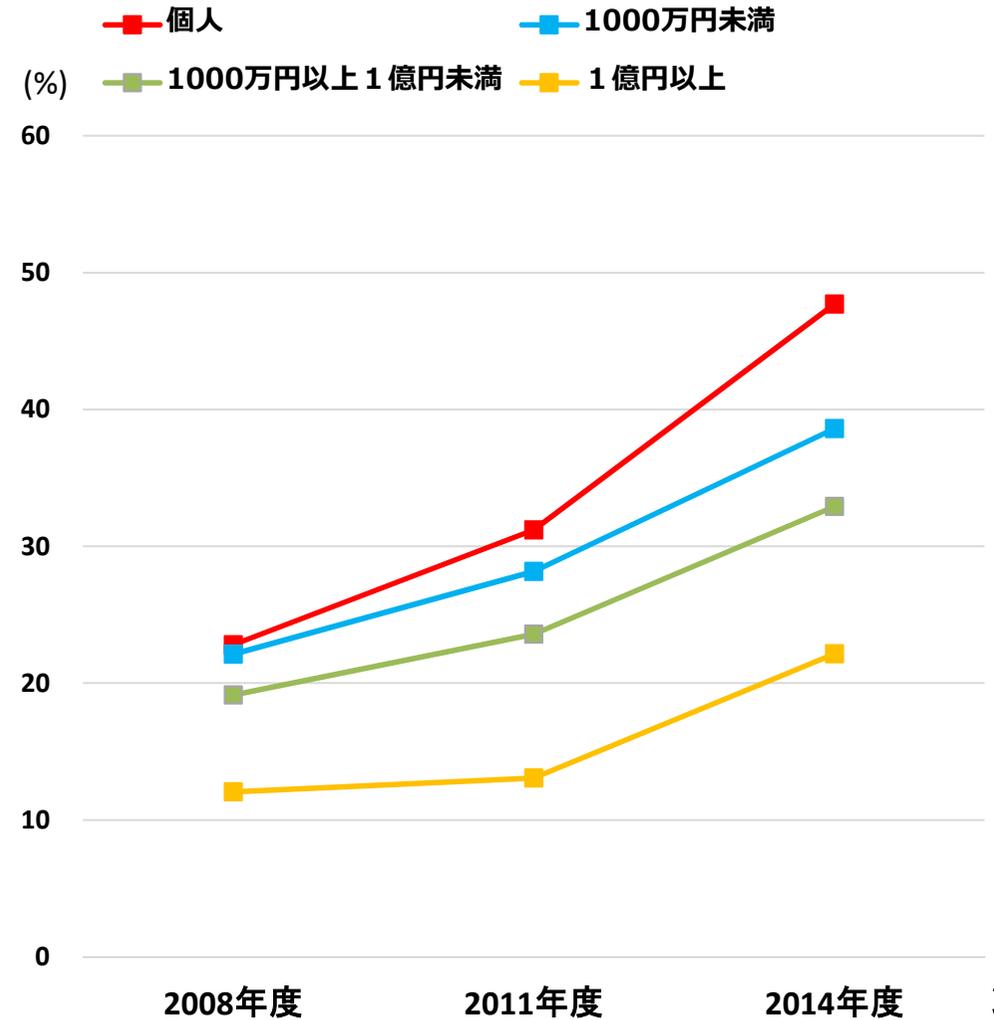
○ 工事量、利益率等は一定の改善傾向が見られる一方、人手や後継者問題を課題と認識する割合が高まっている。

○ 小規模な建設企業ほど、後継者問題を課題と認識している割合が高い。

## 建設業の経営上の課題



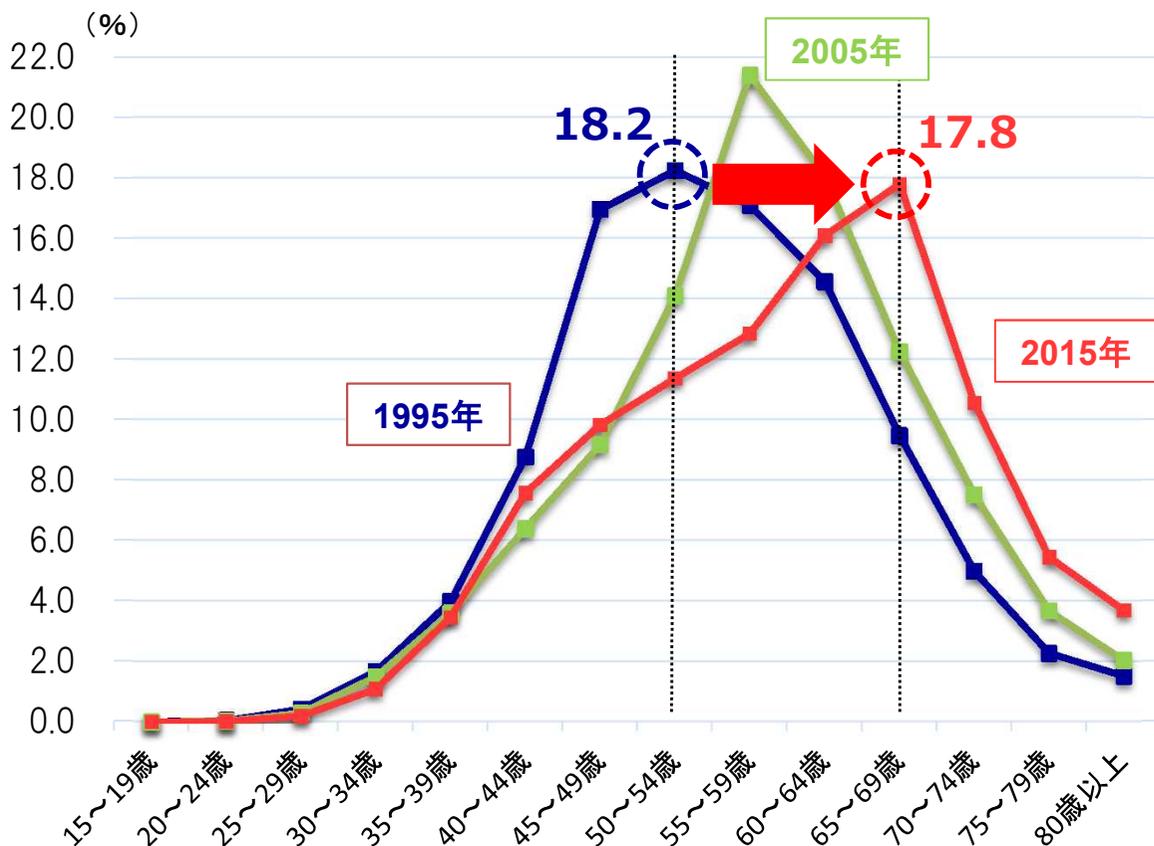
## 後継者問題を課題とする建設企業の推移



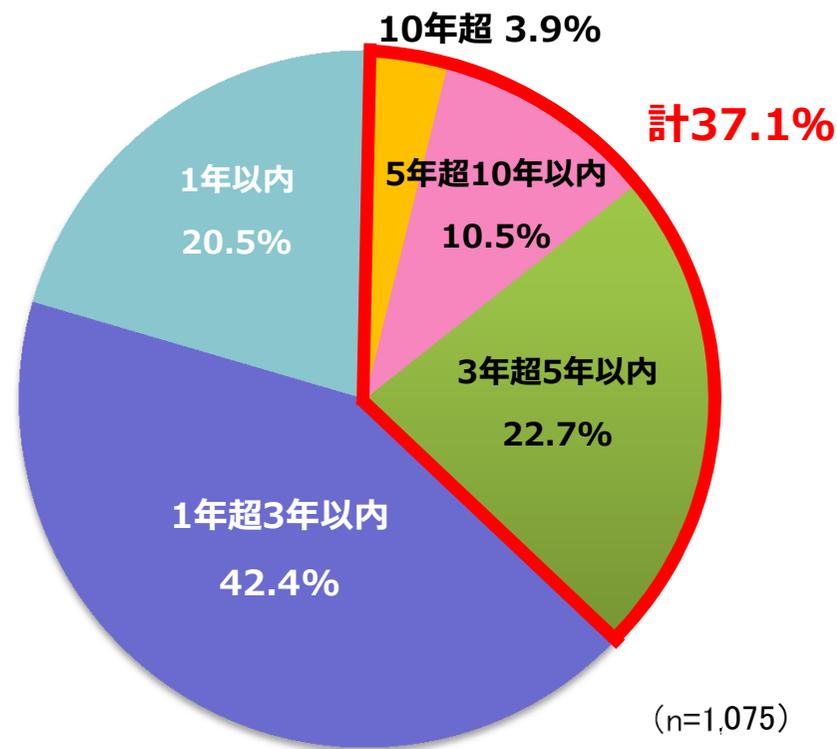
# 事業承継をめぐる中小企業の現状

- 中小企業の経営者の年齢については、過去20年間で大幅に高齢化が進行（経営者の年齢層のピークは、1995年：50-54歳層から2015年：65-69歳層まで上昇）。
- また、事業承継については、後継者の選定を始めてから了承を得るまでに3年以上の期間を要した企業が約4割を占める。

## <年代別にみた中小企業の経営者年齢の分布>

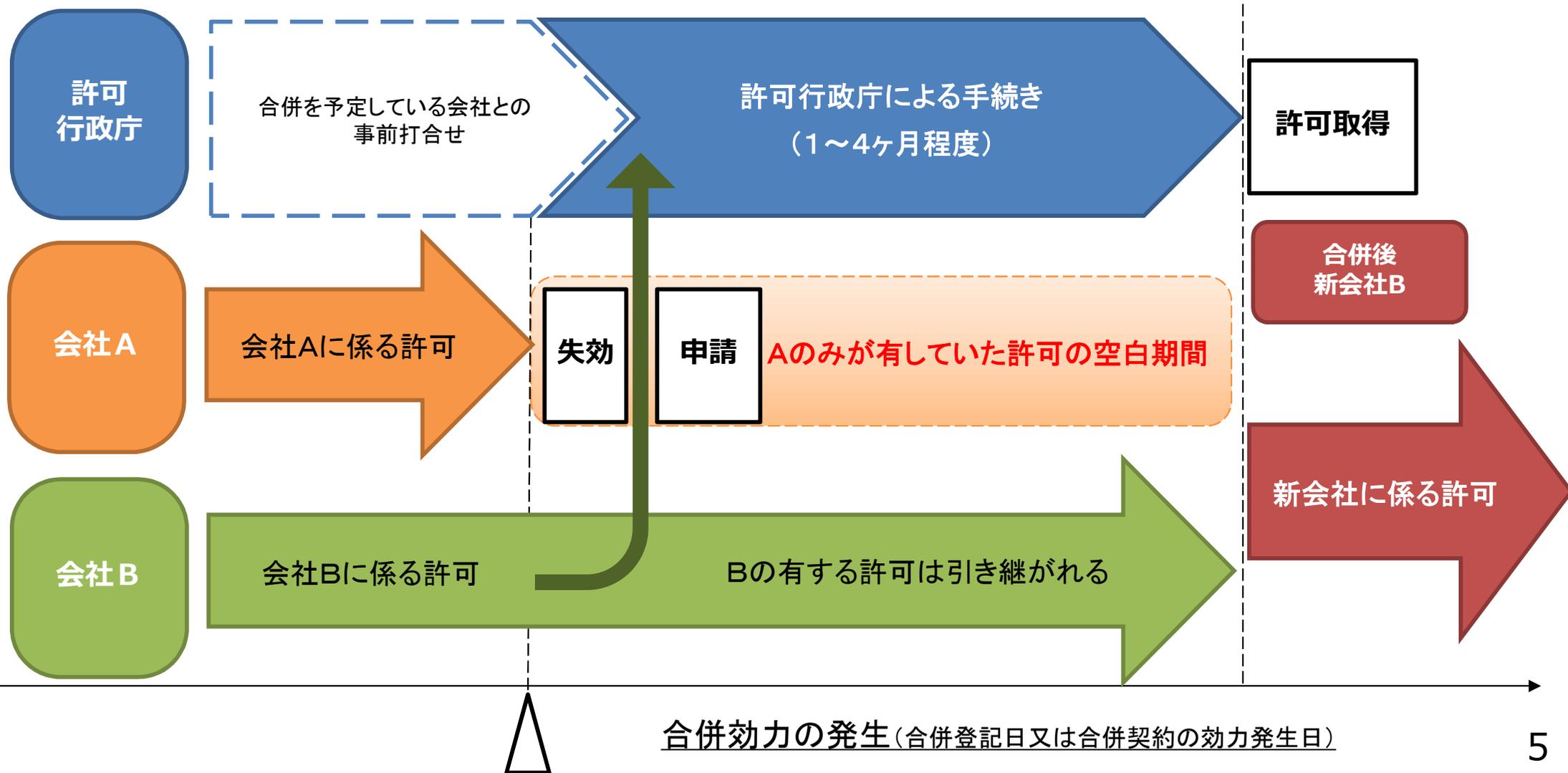


## <事業承継を完了するまでに要する期間>



- 現行制度上、事業承継において吸収合併の場合は消滅会社の有していた許可について、新設合併の場合は全ての許可について、新しく建設業許可が必要とされている。  
しかしながら、許可申請は事業承継の効力発生を待って行う必要があり、許可行政庁の審査・手続がなされるため、許可の空白期間が生じる。

## 現行の吸収合併時における、許可手続の流れと有効な許可の期間



## 税制支援

### ○事業承継税制の抜本的拡充

・税制適用の入口要件を緩和～事業承継に係る負担を最小化～

#### 現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみ。

#### 改正案

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者(最大3人)**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

・税制適用後のリスクを軽減～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

#### 現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上の雇用を維持**できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

#### 改正案

- 売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

「平成30年度経済産業関係税制改正について」（経済産業省）より抜粋

## 入札・契約制度等

### ○入札における加点等

国土交通省では、従来から、事業承継等を行った建設企業に関して、総合点の加点、地域要件の緩和、入札参加等級の緩和などの特例措置を講じている（都道府県において、合併等の企業再編を行った会社に対して競争参加資格に係る特例措置を講じているのは38団体）。

## 予算事業

### ○中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

H30年度当初 69億円  
(うち事業引継ぎ関連21億円)

後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで実施。

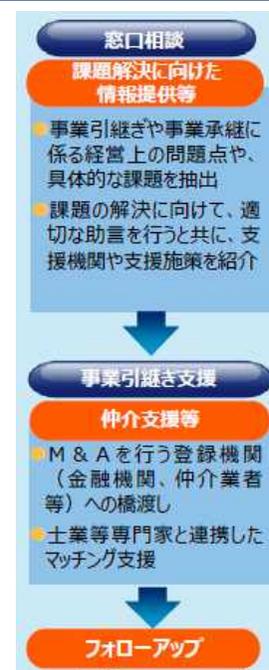
### ○事業承継・世代交代集中支援事業

H29年度補正 50億円

- ・**プッシュ型事業承継支援高度化事業**  
事業承継ネットワークを構築することによる支援専門家へのアクセス環境整備を実施。
- ・**事業承継補助金**  
事業承継・世代交代を契機とした経営革新や事業転換を図る取組に必要な経費を支援。



「経済産業省予算関連事業のPR資料一覧」（経済産業省）等より抜粋



# (参考)他法令における事業承継の規定の例①

## ○産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)(抄)

(特定許認可等に基づく地位の承継等)

- 第二百二十三条 認定中小企業承継事業再生計画に第二百二十一条第三項の特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位が記載されている場合において、当該認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、当該承継事業者は、当該特定許認可等の根拠となる法令の規定にかかわらず、当該特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継する。
- 2 認定中小企業承継事業再生事業者は、当該認定中小企業承継事業再生計画に従って承継事業者が事業を承継したときは、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。
  - 3 主務大臣は、第一項の規定により承継事業者が特定許認可等に基づく特定中小企業者の地位を承継した場合において、前項の規定による報告を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その報告に係る事項を当該特定許認可等に係る行政庁に通知するものとする。
  - 4 この法律に定めるもののほか、特定許認可等に基づく地位の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

## ○産業競争力強化法施行令(平成二十六年一月十七日政令第十三号)(抄)

(中小企業承継事業再生計画に係る特定許認可等)

第二十三条 法第二百二十一条第三項の政令で定める許認可等(以下この条において「特定許認可等」という。)は、次のとおりとする。

- 一 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可
  - 二 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可
  - 三 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第三条又は第五条の許可
  - 四 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四条第一項の許可
  - 五 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三条の登録又は第三十五条の許可
  - 六 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第三条の登録
  - 七 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条の許可
- 2 特定許認可等に係る行政庁は、当該特定許認可等をする根拠となる規定の趣旨を考慮して、法第二百二十一条第五項の同意のために必要な書類を定めることができる。
  - 3 法第二百二十一条第一項の認定の申請を行う者が前項の規定により行政庁が書類を定めた特定許認可等に基づく地位を当該申請に係る中小企業承継事業再生計画に記載する場合には、当該申請書には、当該書類を添付しなければならない。
  - 4 主務大臣は、法第二百二十一条第五項の規定により特定許認可等をした行政庁に協議する場合においては、前項の規定により添付された書類を当該行政庁に送付するものとする。

## ○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）抄

（事業の許可）

第二条の二 航空機（経済産業省令で定める滑空機を除く。第十七条第一項を除き、以下同じ。）又は特定機器の製造又は修理（改造を含み、経済産業省令で定める軽微な修理並びに航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理及びこれに準ずるものを除く。以下同じ。）の事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める航空機又は特定機器の製造又は修理の事業の区分に従い、工場ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第二条の三 前条の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 事業の区分

三 前号の事業の用に供する特定設備（航空機又は特定機器の製造又は修理のための設備であつて、前条の経済産業省令で定める区分に応じて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の種類及び能力別の数

四 工場の所在地

2 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（承継）

第二条の七 第二条の二の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）が当該許可に係る事業の全部を譲り渡し、又は許可事業者について相続、合併若しくは分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、許可事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

## ○都市再開発法(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)(抄)

(再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受)

第五十条の十二 再開発会社の合併若しくは分割又は再開発会社が施行する市街地再開発事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第七条の九第二項及び第三項、第五十条の七並びに第五十条の八の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第二項及び第三項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区」と、第五十条の七中「次の各号のいずれにも該当しない」とあるのは「次の各号(第三号及び第四号を除く。)のいずれにも該当せず、規準及び事業計画の変更を伴わない」と、同条第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」とする」と読み替えるものとする。

(承継)

第五十条の十三 再開発会社の合併若しくは分割(当該市街地再開発事業の全部を承継させるものに限る。)又は再開発会社の施行する市街地再開発事業の全部の譲渡があつたときは、合併後存続する会社、合併により設立された会社若しくは分割により市街地再開発事業を承継した会社又は市街地再開発事業の全部を譲り受けた者は、市街地再開発事業の施行者の地位及び従前の再開発会社が市街地再開発事業に関して有する権利義務(従前の再開発会社が当該市街地再開発事業に関し、行政庁の認可、許可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を、承継する。

- 建設業の経営者の高齢化が進み、特に小規模建設企業において後継者問題が経営上の課題として高まっており、事業承継が円滑に実施される環境整備が必要と考えられる。
- 現行法では、建設企業が事業承継を行う際、新たに建設業許可等の申請を行う必要があるが、その手続は合併の効力発生後でなければ行うことができず、許可に空白期間が生じている。
- 事業承継時において建設業許可等の空白期間を短縮するためにはどのような方策があるか。



- 事業承継効力発生前等、申請までの間の事前確認手続を整備（通知により明確化）することにより、申請から許可取得までの期間を短縮することはできないか。
- 事業承継について、あらかじめ許可行政庁の認可等を受けることにより、事業承継の効力の発生日に自動的に権利義務を承継するような制度設計は考えられないか。